

(平成27年8月18日  
第三種郵便物認可)

全 国 港 湾

2016年11月

(2)

# 憲法改悪と戦争法の発動に反対!! 暮らし、人権、平和を守るう!!

## 平和と港湾労働者の命と安全を守る特別決議

私たちは、平和な暮らしと、安心して港で働き続けるために、努力してきました。しかし、安倍政権は、これまで以上に港湾の軍事利用を拡大させ、私たちの安心・安全への願いを否定しようとしている。

安倍政権は、昨年9月に憲法違反・戦争する国づくりに反対する多くの市民や労働者の声に耳を傾けることなく、安保法制(戦争法)を強行採決した。そして、いよいよ本年11月には、今も戦争状態にある南スーダンPKOへのPKO派遣部隊の交代時期に合わせて、「駆けつけ警護」で武器使用も可能とする部隊の派遣準備のために、実践訓練に入ったりとされている。大震災や災害に日夜努力する自衛隊員を事実上の戦場に送り込みようとしているのである。

一方、港湾の現場においても、戦争への準備を実感せざるを得ない事態が進行している。本年8月に、自衛隊と米軍の共同訓練の一環として、米軍がチャーターした輸送船が名古屋港に寄港し装甲車や燃料輸送車の荷役が行われた。

これは、米兵と自衛隊員の合計1,350人が実弾射撃を交えた防衛から攻撃に転ずる部隊の連携訓練に必要な物資であると報じられ、文字通り私たちの職場である商港が実践訓練に利用される初めてのケースである。

これは、憲法違反の安保法制(戦争法)によって、私たちの職場である港湾が、実弾射撃も含む訓練の兵站基地として機能していくように変わっていく顕著な事例であり、私たち自身が基地に身を置くこととの危険や不安を想起させられる事態が進行しているののである。

私たちは、沖縄の仲間から、基地と併存する港湾であるがゆえに、日常的に精神的な苦痛を強いられる現実を教えられ、もう限界だと叫ぶ沖縄の声を自らの痛みとしてこれに寄り添い、平和を希求する日本国憲法を守り抜くためにも、「辺野古新基地建設反対」を決議し、そのための行動も組織してきた。

この取り組みの経験によって、私たちは、沖縄はもちろん、全国の港湾においても、あらためて、平和な港で安心して働きたいという率直な願いを実現するために、憲法を活かすこと、平和のために日常的にたたかろうこと、多くの仲間とたたかろうことの重要性を再確認してきた。

したがって、安倍政権が、戦争への道、平和を破壊する道に突き進んでいることに強く抗議し、沖縄の現実から学び、港湾の軍事利用の危険性に憂慮し、平和な暮らしと職場を守るために、多くの市民・国民・労働者と連帯し、たたかろうことを決議する。

2016年9月15日

全国港湾労働組合連合会第9回定期大会

## 安倍暴走政治を止めよう!

安倍政権は、昨年、立憲主義を否定する「集団的自衛権行使容認」の閣議決定から安保法制(戦争法)を強行採決し、ひたすら戦争準備を押し進めようとしています。

日本の平和主義を象徴する憲法九条は「戦争の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」を明記しており、海外で武力を行使することは認められない。しかし、自国への攻撃を防ぐため戦うことはできると解釈、自衛隊が持つのは「自衛力」と説明し、合憲と位置付けてきた。今後の衆参院では、戦争法をめぐる緊迫した情勢が予想されます。

南スーダンPKOへの自衛隊の戦闘部隊派遣、自衛隊の物品役務相互提供協定の改定、集団的自衛権の行使などでの交戦規定の改定など、戦争法の発動やその準備が一斉に出されてくる恐れもあります。

そもそも、憲法とは国を統治する最高法規で、どんな法律や政府の決定よりも優先される。政府や国会議員などの国家権力が勝手に権力を乱用しないように歯止めをかける役割を担っている。現行憲法もこれに基づいている。

改憲勢力が、戦後初めて衆参で三分の二の議席を獲得したことにより、憲法改悪へ踏み出すことは確実です。

戦争法の具体化、沖縄県辺野古への基地建設、原発再稼働・推進政策、雇用破壊政策などを加速させ、アベノミクス政策も強引に進めています。

私たちが直面しているのは、戦後最大の平和と民主主義の危機にほかなりません。

